

高槻市立庄所子育てすくすくセンター指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

高槻市では、高槻市立子育て総合支援センター条例（平成18年高槻市条例第46号。（以下「センター条例」という。）第2条の2の規定により設置された高槻市立庄所子育てすくすくセンター（以下「すくすくセンター」という。）の管理に関する業務を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度を適用することとし、この募集要項のとおり指定管理者を募集します。

2 施設の概要

施設名称		高槻市立庄所子育てすくすくセンター
所在地		高槻市南庄所町3番3号
建物の概要	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上1階建て (庄所コミュニティセンターと合築)
	敷地面積	364.87㎡
	建築面積	150.00㎡
	延床面積	150.00㎡
	施設	事務所、交流スペース、会議室兼一時預かり室、和室板間、押入、親子トイレ・多目的便所、手洗いコーナー、倉庫、玄関風除室
	設備	空調設備 一式、衛生設備 一式、消防設備 一式
	附帯施設	駐輪場（10台） 駐車場（2台）
設置年月日		平成20年4月1日
施設の現状		すくすくセンターは、児童福祉法第6条の3第6項に規定する「地域子育て支援拠点事業」を実施する地域の子育て拠点として、地域の子育て支援機能の充実を図り、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することにより、地域の福祉の増進に寄与しています。

事業の内容	・つどいの広場事業（地域における子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談や情報の提供、子育てやその支援に関する講習等を実施）に関すること。 ・一時預かり事業に関すること。 ・地域支援事業（世代間交流や休日における両親等の子育て参加促進、ボランティアの育成、出前ひろばの開催など地域の子育て力を高める取組）に関すること。 ・地域子育て相談機関コニアル（利用者支援事業基本Ⅱ型）に関すること。 ・すくすくセンターの利用、維持及び管理に関すること。
利用者数 (令和7年度)	年間利用者数 11,635人 子育て講座 1,458人 子育て相談 502件 一時預かり事業 1,053件 地域支援事業 2,781人
収支の状況 (令和7年度)	管理経費 ￥16,367,303円 収入（一時預かり事業利用料 ￥2,808,950円 ※別添の「令和7年度高槻市立庄所子育てすくすくセンター運営状況」を参照してください

3

(1) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。なお、具体的な業務内容及び履行方法については、別添の「仕様書」による。

- ① センター条例第3条に規定する業務に関すること。
- ② 施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること
 - ・施設等の保守点検、修理及び清掃
 - ・施設等の警備
- ③ 施設等の利用の許可に関すること。
 - ・施設の利用受付
 - ・利用者の応接
- ④ 一時預かり事業の利用に関すること。
 - ・一時預かり事業の登録の受付及び許可証の交付
 - ・一時預かり事業の利用の受付及び許可証の交付
 - ・利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する「利用料金」をいう。）の徴収、減額
- ⑤ 利用の促進に関すること。
 - ・広報活動の実施
 - ・講座等イベントの開催

- ⑥ 設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。
 - ・地域における子育て支援の充実と子育て力向上の企画及び実施
 - ・その他自主事業の企画及び実施
- ⑦ 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、下水道料金、電話料金及び保険料金等）の支払に関すること。
- ⑧ その他すすくセンターの管理業務（市長の権限に属する事務を除く。）に関すること。
 - ・管理業務の処理に必要な体制の整備
 - ・情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
 - ・防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
 - ・事業報告書の作成及び提出
 - ・経営状況を明らかにする書類の作成及び提出
 - ・その他管理業務に関する庶務、経理等の事務

(2) 管理の基準

指定管理者は、次に定めるところにより、すすくセンターの管理業務を適切に行うものとする。

<基本方針>

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、市民が広く利用する「公の施設」としてのすすくセンターの目的を十分に認識し、利用者にとっての快適な環境づくり及び利用の促進を目指すとともに、施設等について、日常又は定期的に必要な保守点検業務を行うことにより、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努める。

また、すすくセンターの利用の促進を図るため、積極的に広報活動を行うとともに、設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めるものとする。

<基本的事項>

- ① 開館時間及び休館日は、センター条例第9条及び10条に定めるところによる。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間を延長し、又は臨時に開館、休館することができる。
- ② 施設等の利用の許可は、センター条例第5条に基づき、公平かつ公正に行うものとする。センター条例第6条に該当するときは、許可をしてはならない。
- ③ 管理上支障があると認めるときは、センター条例第11条の規定に基づき、施設等の利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。
- ④ 指定管理者は、高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- ⑤ 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑥ 指定管理者は、指定管理者又は職員が、管理業務の履行に際し、高槻市の事務事

業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を通報できることについて、職員に周知するものとする。

- ⑦ 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ、その内容を市と協議しなければならない。

<利用料金>

- ① 利用料金は、指定管理者がセンター条例第6条の3に規定する利用料金の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定め、すくすくセンターの一時預かり事業の利用者から徴収する。徴収した利用料金は、指定管理者の収入とする。
- ② 指定管理者は、市長が認める場合に限り、利用料金を減額することができる。減額の基準は、センター条例第6条の3に規定するほか、市長が定める。

<管理業務の処理体制>

- ① 指定管理者は、すくすくセンター管理業務に従事させる職員（以下「職員」という。）を確保するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。また指定管理の代表者として、統括責任者（施設長等）を1人配置しなければならない。ここでいう統括責任者は団体に属する常勤者であり、兼務可能な職にある者とし、統括責任者を中心に緊急時に迅速かつ適切な対応をとれる体制を構築すること。
- ② 指定管理者は、職員の名簿に資格（防火管理者、保育士等）・経歴等を記載し、市に提出しなければならない。職員に異動があった場合も、同様とする。
- ③ 指定管理者は、職員に対して、管理業務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、職員の指導に努め、適時訓練を行うものとする。
- ④ 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等という。）が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について、市と協議しなければならない。
- ⑤ 管理業務の処理に関して生じた職員の災害については、指定管理者が責めを負い、理由のいかんを問わず、市は何ら責めを負わない。
- ⑥ 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定期間が終了した後も、同様とする。

<その他>

- ① 市は、すくすくセンターの施設等及びすくすくセンターにあらかじめ備え付けられた備品（市が所有する備品に限る。）を、指定管理者に無償で使用させるものとする。指定管理者が、その所有する備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ市にその旨を届け出なければならない。
- ② 指定管理者は、管理業務の処理に関して、別に会計を設け、経理を明確にしなければならない。
- ③ 指定管理者は、高槻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成

17年高槻市条例第1号。以下「指定手続条例」という。)第9条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- ④ 指定管理者は、経営状況を明らかにする書類を作成し、市の求めに応じ、これを提示しなければならない。
- ⑤ 指定管理者が行う管理業務の全部又は主要な部分の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、設備点検、清掃、警備等の一部の業務について市の承認を受けたときは、この限りでない。
- ⑥ 地域子育て相談機関コニアル(利用者支援事業基本Ⅱ型)に係る経費は、他の指定管理業務と区分して経理し、その執行状況が確認できる帳簿及び関係書類を整備しなければならない。

4 管理業務の処理に必要な経費

- ① 指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、市が支払う指定管理料、利用料金及び自主事業の収入によって賄うものとする。
- ② 指定管理料は、指定管理者が提出する収支計画書における収支の差引額を基本とする。ただし、次表に掲げる額の範囲内とする。
- ③ 指定管理料の額及び支払の方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定において定めるものとする。
- ④ 収支計画に掲げる収支を超える収益を生じたときは、当該超過収益(増収分)の40%に相当する額を市に納付または市民サービス等に還元するものとする。
- ⑤ 地域子育て相談機関コニアル(利用者支援事業基本Ⅱ型)に係る指定管理料の積算額は、次表に掲げる額のうち、2,894千円とする。指定管理者は、当該積算額を踏まえ、当該事業を適切に実施するために必要な人員配置及び実施体制を確保の上、事業運営を行うものとする。

<指定管理料>	<想定収支>
19,984,000円以下	支出(管理経費) 22,383,000円
	収入(利用料金) 2,399,000円

5 市と指定管理者との責任の分担

市と指定管理者との責任分担は、原則として、次表に定めるとおりとする。ただし、同表に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、市と指定管理者が協議して定めるものとする。

項 目	事 項	内 容	負 担 者	
			指 定 管理者	高槻市
共通事項	法令・制度の改正	事業運営に影響のある法令・制度の改正	協議事項	
	税制の改正	消費税の税率の変更		○
		法人税その他事業に影響を及ぼす税率の変更	○	
	物価・金利の変動	物価・金利の変動	○	
		事業運営に影響を及ぼす著しい物価・金利の変動	協議事項	
	資金の調達	必要な資金の確保	○	
	周辺地域・住民、利用者への対応	事業運営に係る利用者、地域住民等からの苦情対応及び地域との協調	○	
		施設の設置及び指定管理者制度の適用に関する苦情対応		○
	安全性の確保	施設の運営・維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）	○	
	第三者への賠償	施設運営・維持補修において第三者に損害を与えた場合	○	
		施設自体の瑕疵により第三者に損害を与えた場合		○
応 募	応募の費用	応募に係る費用の負担	○	
準 備	引継ぎの費用	施設運営の引継費用	○	
		施設の引渡しに係る原状回復費用	○	
管理運営	事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止		○
		法令その他制度の変更等により市の建物所有が困難になったことによる中止		○
		指定管理者の責任による遅延・中止	○	
		指定管理者の事業の放棄・破綻	○	
	減免制度	減免制度の対象者の拡大		○
	天災等による事業中止	大規模な災害等による事業の中止		○
	市場の変化	利用者の減少、競合施設の増加等による収入減、経営不振	○	
	自主事業	自主事業の実施に伴う損害の賠償	○	

		自主事業の実施に伴う苦情対応	○	
維持管理	維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修	○	
		市の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修		○
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常のメンテナンス）	○	
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（１件１０万円未満）及び施設の管理上急を要する維持補修	○	
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（１件１０万円以上）		○
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修	○	
		天災その他不可抗力による施設躯体・設備の損壊復旧		○
		法令の改正により必要となった施設躯体・設備の維持補修		○
	修理修繕	経年劣化による市の備品の修理・修繕（１件１０万円未満）	○	
		経年劣化による市の備品の修理・修繕（１件１０万円以上）		○

6 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとします。なお、指定期間満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募とします。

7 その他の条件

- ① 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、市及び前指定管理者から事務引継を受けること。
- ② 指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、関係団体との連携・協力に努めること。
- ③ 指定管理者は、防火管理者等に必要な資格を有する者を配置し、所管消防署等へ届出を行うこと。
- ④ 消防計画を作成し、所管消防署へ届出を行うこと。
- ⑤ 市がすくすくセンターの施設等を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用する場合は、指定管理者はこれに協力すること。
- ⑥ 事業所税等の課税対象となる場合は、指定管理者において対応すること。
- ⑦ その他仕様書等に記載のない事項については市と協議を行うこと。

8 応募の資格等

＜応募資格＞

指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のすべてに該当するものとする。個人での応募はできません。

- ① この募集要項の公示の日現在、大阪府下に営業所、事業所又は事務所を有すること。
- ② 高槻市建設工事請負業者指名停止基準及び高槻市物品売買業者指名停止基準による指名停止期間中でないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 団体及び役員等が指定手続条例第4条の欠格条項に該当しないこと。
- ⑤ 公募の公示の日以前に保育所等または地域子育て支援拠点事業の管理・運営実績が2年以上あること。

＜複数の法人等による応募＞

すくすくセンターの管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。
- ② 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができない。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。

9 応募の方法

指定管理者に応募しようとする者は、次のとおり指定管理者指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を市に提出してください。

＜受付期間＞

令和8年8月3日(月)から9月2日(水)まで

＜提出方法＞

持参又は郵送。郵送による場合は令和8年9月2日の消印有効。

＜提出先＞

高槻市子ども未来部子育て支援課（子育て総合支援センター1階事務所）

〒569-0802 大阪府高槻市北園町6番30号

＜応募書類＞

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支計画書（様式第3号）
- ④ 指定管理者応募資格誓約書
- ⑤ 定款又は寄附行為の写し(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し)
- ⑥ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

- ⑦ 法人でない団体にあっては、代表者の身分証明書
- ⑧ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- ⑨ 団体の前事業年度及びその直前の２事業年度の収支計算書及び貸借対照表のうち作成しているもの
- ⑩ 団体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- ⑪ 団体の事業報告書（作成している場合に限る。）
- ⑫ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに類する書類（役員名簿には、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の氏名、住所、生年月日を記載してください）。
- ⑬ グループによる応募の場合には、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類
- ⑭ 類似施設の管理に際して使用している就業規則の写し（労働基準監督署の収受印のあるもの）
- ⑮ 労働保険料納入証明
- ⑯ 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書
- ⑰ 保育所または地域子育て支援拠点事業の管理・運営実績を２年以上有することが確認できる契約書等の写し

<提出部数>

正本１部及び副本４部。副本は正本を複写して作成しても差し支えありません。

<現地説明会の開催>

すくすくセンターの施設等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、現地説明会を次のとおり開催します。

日　　時	令和８年８月１３日(木)午前９時から（３０分程度）
場　　所	高槻市南庄所町３番３号
申込方法	令和８年８月１０日(月)までに、高槻市簡易電子申込システムよりお申込みください。

<質問の受付>

すくすくセンターの施設等の概要、管理業務の内容等について、次のとおり質問を受け付けます。

受付期間	令和８年８月１４日(金)から８月２１日(金)の執務時間内
質問方法	高槻市簡易電子申込システムよりご質問ください。 ※口頭での質問は受け付けません。
回答方法	ホームページに掲載

【説明会・質問の申込み・問合せ先】

高槻市子ども未来部子育て支援課（子育て総合支援センター 1 階事務所）

〒569-0802 大阪府高槻市北園町 6 番 3 0 号

高槻市簡易電子申込システム URL

＜現地説明会の参加申込＞

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16167

＜質問の受付＞

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16156

＜応募に当たっての留意事項＞

- ① 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。
- ② 応募書類及び追加資料は、返却しません。
- ③ 応募書類及び追加資料は、情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- ④ 受付期間の終了後における応募書類及び追加書類の再提出又は差替えは、原則として認めません。
- ⑤ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とします。
- ⑥ 個人情報の取扱いについて

提出いただいた役員名簿に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適正に管理します。この個人情報については、指定手続条例第 4 条第 2 号から第 6 号に規定する欠格事項に該当しないことの確認のため、警察への照会に使用します。なお、目的外利用をすることは一切ありません。

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

応募があった法人等のうちから、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定します。なお、選定に当たっては、あらかじめ、学識経験者等の委員で構成する高槻市指定管理者選定委員会の意見を聴くこととします。

(2) 選定の基準

候補者の選定は、価格評価点とサービス水準等評価点を合算した総合評価点を算定して行います。それぞれの割合は、価格評価 30%、サービス水準等評価 70%を基準とします。価格評価点は、市の提示額に対する応募者の提案額の割合を点数化しますが、市の提示額の 70%以下は一律とします。また、総合評価点が同点の場合は、提案額のより低い者を優先します。

なお、選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、原則として書類審査により行いますが、必要に応じて、面接等により応募書類の内容について、聞き取りや追加資料の提出等を求める場合があります。その結果、仕様等を遵守していないと判断される場合や事業の実現性を欠くと認められる場合は、「失格」とすることがあります。

※市の人的・財政的支援を受けている外郭団体が応募する場合は、その影響額を考慮した選定評価を行います。

サービス水準等評価表

評 価 基 準	評 価 項 目	配 点
市民の平等な利用の確保に関すること。	① 団体の理念、姿勢及び社会的責任 ② すくすくセンターの利用者への対応	10
公の施設の効用を最大限に発揮することと、管理経費の縮減に関すること。	① 類似施設の運営実績 ② 効率的運営及び効率化への取組 ③ 指定への意欲及び熱意	25
公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること。	① 団体の安定性及び継続性 ② 団体運営の公正性及び透明性 ③ 団体運営における法令の遵守 ④ 情報セキュリティ対策への取組 ⑤ 施設管理の安全性への配慮 ⑥ 職員の研修 ⑦ 業務執行体制の整備 ⑧ 計画的な施設の運営管理等（人権・環境問題への取組、高齢者、障がい者等就労困難層への雇用・就労支援の取組等）	40
施設の設置目的の寄与に関すること	① 施設の設置目的と法人等の理念、姿勢等の整合性 ② 利用者の利便性の確保	10
市民サービスに関すること	① 利用者に対するサービスの向上 ② 苦情処理対応への取組	15
———	———	※100

※サービス水準等評価点の割合を乗じて価格評価点と合算し、総合評価点とする。

(3) 候補者の決定

候補者を決定したときは、その結果を応募された法人等のすべてに書面で通知し、公表します。

1.1 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者をすくすくセンターの指定管理者とする旨の議案を令和8年12月に開催される予定の高槻市議会に上程し、その議決を受けて行うものと

する。

なお、市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者の管理業務を行わせるために、必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において、速やかに行うものとする。

1 2 別添書類の一覧

- (1) 令和7年度高槻市立庄所子育てすくすくセンター運営状況
- (2) 仕様書
- (3) 高槻市立庄所子育てすくすくセンター平面図
- (4) 高槻市立子育て総合支援センター条例及び同施行規則

<応募書類等>

- (5) 指定管理者指定申請書
- (6) 事業計画書
- (7) 収支計画書
- (8) 指定管理者応募資格誓約書

1 3 募集要項に関する問合せ先

高槻市子ども未来部子育て支援課（子育て総合支援センター1階事務所）

〒569-0802 大阪府高槻市北園町6番30号

電 話 072-686-3030

F A X 072-686-3033

高槻市簡易電子申込システム URL

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16155

1 4 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式は、高槻市のホームページ（指定管理者の募集）からダウンロードすることができます。

高槻市のホームページ <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/47/180397.html>